

本書中、問5及び問11につきまして、「平成18年4月3日付け法務省民二第799号民事局第二課長依命通知」の発出による取扱いの変更がございましたので、以下のとおり訂正させていただきます。

日本加除出版株式会社

記

- ・ 問5の【答】(12頁8行目から9行目まで)及び【解説】の2(12頁22行目から13頁6行目まで)を削除し、以下の文章と差し替える。

【答】 一の申請情報によって地目変更の登記と合筆の登記を申請することは可能である。

【解説】

1 (訂正なし)

2 ところで、かつては、地目変更の登記と合筆の登記を一の申請情報によって申請することはできないと解されていた。その理由は、登記の申請は一件一申請主義が原則であり、この例外を認める特別の規定が存しないこと、及び仮にこのような登記を認めると、その取扱いが錯綜するということにあった。

しかし、例外的に一の申請情報によって申請することができるとする規則第35条の規定が平成18年法務省令第28号により改正され、この取扱いが改められた。すなわち、この改正により規則第35条に第7号の規定が新設され、「同一の不動産について申請する二以上の登記が、不動産の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記及び土地の分筆の登記若しくは合筆の登記又は建物の分割の登記、建物の区分の登記若しくは建物の合併の登記であるとき。」は、一の申請情報によって申請することができることとされた。これは、登記申請における申請人の負担を軽減し、登記事務の処理の簡素化を図ることにあるものと解される。

3 したがって、設問の地目変更の登記と合筆の登記は、この改正により一の申請情報によって申請することができることとされた(平成18・

4・3民二第799号民事局第二課長依命通知)。この場合、例えば、登記記録に記録されているA地の地目が宅地で、B地の地目が雑種地である場合において、B地の地目を宅地に変更した上でA地に合筆する合筆登記を一の申請情報で申請することは可能である。また、登記記録に記録されているA地の地目が雑種地で、B地の地目が宅地である場合において、A地の地目を宅地に変更した上でB地をA地に合筆する合筆登記を一の申請情報で申請することも可能である。

もっとも、現況の地目が相互に異なる二以上の土地（例えばA地が宅地でB地が雑種地）については、合筆の登記をすることができないことはいうまでもない（法41条2号）。

- ・ **問11の【答】**（27頁9行目から11行目まで）及び**【解説】の4**（28頁20行目から26行目まで）を削除し、以下の文章と差し替える。

**【答】** 一の申請情報によって合筆の登記と地積更正の登記を申請することは可能である。

**【解説】**

1～3 （訂正なし）

4 設問の合筆の登記と地積更正の登記について、かつては、一の申請情報によって申請することはできないと解されていた。その後、例外的な取扱いを定める規則第35条の規定が平成18年法務省令第28号により改正された。この改正により新設された規則第35条第7号によれば、「同一の不動産について申請する二以上の登記が、不動産の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記及び土地の分筆の登記若しくは合筆の登記……」は、一の申請情報によって申請することができるとされた。したがって、設問の合筆の登記と地積更正の登記は、一の申請情報によって申請することができることになる（平成18・4・3民二第799号民事局第二課長依命通知）。

以上